

(第一類 第五號)

第十三回 国会衆議院

外務委員會議録

第九号

三八七

ができます、各省との人事の交流といふことについて、支障が出わせぬかということを、私は心配するのであります。が、その点についてどういう考え方を持つておられますか、お伺いいたします。

○石原(幹)政府委員 まことにこもつともな御質問と思うのであります。しかしこの外務公務員法ができたから特別に支障になるというような点は私ただいまのところではないのではないかと思います。ことに第十條等には、いろいろ各省からも外務省に入つて来るということもありますし、それから人事院規則によりまして、転職等も自由に行われるのですから、要はこの法律の運営といいまするか、外務省人事の将来の運営の問題にかかる問題ではないかと思うのであります。

○北澤委員 戰争前におきましても、たとえば外務省の職員を採用する場合には、外交官、領事官試験というものがございまして、一般行政官の試験とは別個の試験制度がありました。それからまた任用についても、そういうふうな一般行政官と違つた任用の仕方があつたのであります。そういうことから、ともすると外務省と各省との間の人間の交流というものが、円満に行かない、従つて外務省の人はずっと外務省にある、従つて国内各方面との連繋といふ点につきまして欠陥がある。いわゆる鬱ヶ関外交といふような非難もあつたのであります。私はもちろんこ

の外務公務員法というものをつくると、いう趣旨には大賛成であります。ただその結果、従来ありましたような外務省と各省との人事の交流という点について支障のないよう、人事の運営についてお骨折りを願いたいというごとを申し上げておきます。

次に伺いたいのは第二條であります。第二條の五に「政府代表又は全権委員の代理、顧問及び隨員」というものがあるであります。この隨員といふのは、ある場合におきましては、ほのかの役所の——たとえば大蔵省とか農林省とかの公務員が全権委員の隨員になるというような場合もあるのであります。そういう場合におきましては、その隨員は一般公務員であると同時に、外務公務員というふうに二重の資格を持つのですが、そういう場合におきましては、隨員といふものは、一体外務大臣に属するか、所属の役所の長官に属するか、どちらか。その給与等はどこから出ますか。その点をひとつ……。

○大江政府委員 他の官庁の職員が隨員になります場合は、隨員として行動する場合においてのみ法律の規定を適用するといふことになりますて、他は全部所属しておる官庁の指揮監督等を受けるのであります。

○北澤委員 そうしますと、何か命令が二途に出るよくなかつこうになると思うであります。たとえば給与とか身分とかいうような関係については、所属の官庁の監督を受ける、ただ隨員

という職務の範囲において外務大臣の指揮を受ける、こういうふうなことになるのであります。その随員といつしましては、一方においては所属の官庁、一方においては外務大臣、こういふうな二重の監督を受けるようになります。おもしろくない点も私は出ると思うのでありますが、その点について、どうお考えでござりますか。

○大江政府委員 たとえば隨員になりますて、国内あるいは国外で活動いたします場合、これは外務公務員に任命いたしますので、この隨員になりますて問題に関する限りは、これは外務大臣の指揮監督のもとに動く、こういふことになりますから、この点に関します限りは支障がないのじやないか、こう考えております。

○北澤委員 これは一つの参考と思うのですが、アメリカで「一バーミー委員会」というものができまして、アメリカの行政機構の改革についていろいろの意見を出しておるのであります。が、アメリカの國務省の改正に関する意見の中に、隨員とか、こういうものは予備職員にしてはどうか、それからまたその隨員の給与などは、おのづから身分その他について監督を受ける

のは、おもしろくないというのが改正の基礎だと思いますが、外務省においては将来そういうものをお考えになる

○大江政府委員 たとえば旅費の問題、あるいは給与の問題につきまして、随員が外務公務員であるためにて、外務省に一本にしてやるといふこ

とは、外交の一元化、その他の活動の上に非常に有用だというように考えております。但し現在の段階におきましては、各省の関係その他におきまして、なかなかその方向に参つておりますが、外務省といたしましては、そういう方向に進みたいというように考えております。

りますが、いわゆる特使というものが最近よく使われてゐる。特にアメリカ大使などでもいわゆる特使という形でいろいろな方が外国に出ておるのであります。が、こういう公の資格を持たない特使が出て行つて、その土地におる大使や公使と別個な行動をするといふうることは、やはり外交が多角的になるのであります。従いまして将来日本政府において特使を出されるというふうな場合におきましては、その行きまする国の大使あるいは公使といふものと、十分なる連繫をとるか、あるいはその大使の監督を受けるか、あるいは在外公館の長と十分なる連絡をとらぬと、外交が非常に多いのです。従いまして特使といふものは私の使節であつても三つにもわかれます。従いまして、いわゆる外務公務員に入らないといふのが思ひのとおりですが、そういうものを

将来派遣する場合におきましては、駐使の派遣される国における日本の代表者たる大使、公使と十分連絡をとるか、

いふような仕組みにしないとおもしろくない結果が出る、こう思うのであります。ですが、その点について政府の意見を伺います。

○石原(幹)政府委員 在外の大公使と十分連絡をとらなければならぬことはもちろんであります。ただ今お話を監督を受けるという点はどういうふうになりますか、これと十分緊密なる連絡のもとに行動をしてもらい、また行動の通りであろうと思います。

二重外交とか三重外交とか言われておつたのであります。それは外務省の機関以外にいろいろのものが出来て、各個別々のいろいろな交渉等をするということから、日本の外交について二重、三重というような非難があつたのであります。今回の外務公務員全部におきましては、外務職員全部が外務大臣の監督を受けるということで、この点は外交を一元化するという点にございまして、これは非常に前進したわけであります。ただし申し上げますと、たように、外務公務員でない特使などうものがたくさん出て、これが現地の大天使、公使とあまり關係なく行動するところは、せつからく政府の目的といったております外交の一元化という問題を申しますと、おもしろくない結果を生じますので、その点については将軍十分御留意願いたいと思ひます。

ころの外務職員の定義ですが、「外交官」「職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事

すと、大体政府のお考えになつております外務本省に勤務する一般公務員のうちの外務職員とは一体どういうものであるか、その考えを承りたいと思ふ

○大江政府委員 本省におります外交官職員とは、各局長以下、課長、事務官、これは外交領事事務に直接関連する業務を含む——その括弧にあります「直接関連する業務」というものは、人事、会計等の担当の職員も、直接に外交事務に關係があるといふふうに考へるのであります。それからうつさへると思ひます。それからうつさへると思ひます。

一般的の補助業務に従事する者、これは庶務を担当しておる職員、これも外務公務員の適用を受ける職員、こういふように考えます。

○北澤委員 それでは本省に勤務する職員のうちで、外務職員のうちで、外務職員でない者は、大臣、次官、事務次官、そのほか一体どういうものでありますか。

○大江政府委員 タイピストであるとか、あるいは運転手、守衛、書記、あるいは特殊の印刷工といつもののが一般公務員の方に入ります。

○北澤委員 そうしますと本省に勤務する職員は大部分は外務職員である、外務職員でないものは、大臣、次官、それからタイピスト、そういう技術的なものだけで、あとは全部外務職員に入る、こう了解してよいのでありますか。

○大江政府委員 さうであります。

○北澤委員 それでは私の第一章の質問はこれで終ります。

合でお急ぎになられるとのことでありま  
すので、外務公務員法案の質疑を一  
時中止いたしまして、この際岡崎國務  
大臣に対する質疑を許すことといたり

それでは國際情勢等に關する件についての質疑を許します。林百郎君。

律に従い、日本の慣習に従つて調査の他のことをやるのであります。たゞいま林君の言われたよに、特に高麗の技術を要するとか、あるはまだこの

要な他の理由で特殊の場合には、  
いうこともできるのだということをこ  
こで書いておるのであります。

務大臣は選ぶと居たのですが、第一回では原則で、原則としてアメリカ軍としてはその選択に関する制限を受けない、しかし二項でもつて日本国の經濟に不利益な影響を及ぼすおそれがある、あるいは望ましいときはどうの、原則はやはりアメリカ軍が業者に対する選択権を持つておるというのであるて、あなたのは道だと私は思いますが、どうか。そこでその問題は少しあ

象的ですから、もう少し具体的に申しますと、実は業者の中からも直接軍と連絡する契約といふ形をとりますと、戦勝国と敗戦国の業者といふ形で契約を結ぶなければならないから、非常に有利な条件を認めなければならない。それでこれはあくまで対等の形で契約を締結する必要があるし、たとえば輸送の形式についても日本の慣習、それから日本の書式、そういうもので対等の立場で契約を結ぶべきだという意見が非常に強く要望されているのでありますと、ですが、第十二條の一項によりますと、これはむしろ例外的だということですぐで、これがむしろ原則で、この特徴物資の発送についての大きな権限は、やはりアメリカ軍が握っているらしいのが、この第十二條のすなおな解釈とと思われるを得ない、この点をもう一度お聞きしておきたい。具体的には、業者と契約する場合にはどういうよう

させるか、それをお聞きしておきた

い。

○岡崎國務大臣 これはここで條文について議論をしても、意見の一一致を見

ないかもしませんが、これは一二、三、四と書いてあるのであって、どれ

もこれも同じインボーランスを持つた

項目なのであります。一に書いてある

からこれが原則で、二から以不は細則

であるとか、特殊な例であるというよ

うなことではないのであります。なお

これはもう事実私が言つたようになり

ますから、実際にこれが動いたときに

ごらんになれば、林君も納得が行くと思ひますけれども……。

○林(百)委員 それを説明してみてください。事実どうなんですか。

○岡崎國務大臣 事実はこれからやる

のでありますから、事実で私は証明し

ようというのであります。事実といふのは、ただいま申したように、特殊のものは別であるけれども、普通の発注

等は、普通の日本で行われてゐる慣習によつてやる、たとえば競争入札でやることはやる、あるいは指名入札をさせることもある、そういうような普通の入札手続でやる。

○林(百)委員 それは軍が応募者を集めさせて入札させるのですか、それとも直接調達の形でそれを軍がやるのか、あるいは日本の機関が入つて、いわゆる間接の調達といふ形で、この競争入札とかあるいは契約を日本の書式で契約するという形で出て来るのでありますか、どつちですか。

○岡崎國務大臣 これは契約にはすべての場合があるので、第二項でござるるようになりますが、現

在の占領下にある状況を、独立後も継

続するのだといふ考へは拭して、新

しい觀点から新しい契約で物事が進む

重要な影響があるときは、まず日本の經

済官庁にその全貌を示しまして、その

中で必要な場合には、日本の政府の援

助を受けてやるものもあり、あるいは

日本の政府を通じて調達をするとい

うです。

のだとまず原則的にお考へ願いたい。

従つても平和條約ができますれば、

敗戦国とか戦勝国とかいう概念はなく

なつてしまふのであります。進駐軍

を持つ場合もあるということであります。

○林(百)委員 具体的に申しますと、

実は昨年の暮れに十四の各自動車会社

から、在日米軍用車輛再生修理の直接

調達を、ひとつ間接調達の形にして、

対等な立場で間接の調達の形式にして

もらいたい。米軍の調達が直接調達の

方式によつて行われる場合は、本来自

由対等なる商業的基礎によるべき契約

が、みずから非対等かつ一方的なもの

となり結果、業者は往々にして不利不

當な條件をしりられ、ために企業の基

礎を脆弱ならしめ、その経営と労務に

くと逃げてしまわれるのですが、はつ

かり申しますと、そうすると大部分は

間接調達の形でやる、特殊なものだけ

は直接の調達にするという意味です

か、あなたの考えは、それともその点

もまだつきりきまらないといふで

すか。

○林(百)委員 大事な点のところに行

及ぼす影響は、結局業務の円滑なる

こととお思ひますか。

○岡崎國務大臣 まだまとめておりま

せん。

○林(百)委員 ですからそれがましま

でないなら、あなた何と言えないこと

になるわけですか、とにかく日本の業

者がそういう希望を持つておる、そろ

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

後相談しまして、一番適当と思われる  
いておきたい。

しておきたい

れを日米の具体的な項目、何にどう使

要であると予想しておりませんけれども、軍隊二、うちの二はそり、お湯合が

○岡崎國務大臣 これはこの協定にありますように、そしてまた分担金という名前が示すように、これはアメリカの軍隊がここにおるための費用であり

の他についてやるわけですから、最も公正なものを公認調査機関とするつもりで考えております。

ただ一つの機關がオーリソリティを持つてやるのですか。

○高崎國務大臣 一つと區別せん  
それが形においては、中央に一つあつて、その何といいますか、下部組織といいますか、それが地方にあるといふ場合もあり得ましようし、それから地方に別にある場合もあり得ます。まだきまつておりますから、具体的に一つであるか二つであるかといふ

ことは言えませんが、どちらの場合もあり得る。

○仲内委員長 まだ大分ありますか。  
○林(百)委員 もう二、三點です。

それから第二十五條の国防分担金の使用の問題であります。国防分担金に

つきまして、一千億五千五百万ドルに相当する額の日本国通貨を合衆国に貯

控をかけないでその使用に供する」とあります。これがこの予算を向うの自由の使用にまかせて、支払へだけを

日本政府にさせるという意味ですか。

で、全部日本側が組んで、日本側が支払うという、要するに一定のものを除

いた国防分担金は、向うがこれを握つて、支払いだけを日本政府にさせる、何を幾ら貰うといふようなことは、日本政府ができるのですか、その点を開

○岡崎國務大臣 これはこの協定にありますように、そしてまた分担金という名前が示すように、これはアメリカの軍隊がここにおるための費用であります。ですからその費用はアメリカの軍隊が支払うべき費用でありますとして、その一部を日本政府が分担するというのでありますから、これは何といいますか、よく俗にどんぶり勘定と言つておりますが、アメリカの費用の中へその金を入れまして、そして形式的にはアメリカの軍の経理官が全部の費用を持つておつて、それから支払うと、こういうことになります。

○林(百)委員 そうすると大体アメリカの国防費分担金の一部を日本が負担したのだから、これはアメリカの経理官がこれを掌握して、それから具体的に円で支払う手続だけは日本政府がやると、そういうように解釈していいので

うというような項目を日本側が組んで、その項目の組み方までも日本がこれを握つて、そうしてその支払いは日本側がするという形でない、要するにジョイント・アカウントの日本の大蔵省側の希望でなくして、大体アメリカ側の必要な一定のものを除いた、五百五十億くらいになりますが、これを日本側から完全に引渡しを受けて支払いを日本側だけにさせる、こういう構想と見ていいわけですか。

訓意について述べると、いわばこれが原則として日本政府の、日本の諸立法によるというふうに書いてあります。が、ここでは除外例がありますが、さらに七條については、公共の役務を優先的に享有する権利というふうなことがあつて、非常に大きな例外と非常的な措置が予定されるのであります。が、この労務の調達については将来どういう形式をとられるのか、それをお聞きしておきたいと思うのであります。

○岡崎国務大臣 第七條の規定につきましては、初めのところの條件をちゃんと願いたい。「日本国政府の各省、各庁に当時適用されている條件よりも不利でない條件」それで優先的に利用される、こういうことがあります。ですから日本の政府の機關が、公共の役務であるとか、そういうような役務で

軍隊としむるのをやめし、それが  
あり得るのでありますて、これは北大  
西洋條約に基く軍隊の地位に関する協  
定の中にやはり同様の文句がありまし  
て、それを取入れたのですが、いずれ  
の国もこういうことについてはやつて  
おりますから、こういう文句を入れた  
だけで、日本については今どういう特  
別の合意が必要であるかといふこと  
は、われ／＼の方には全然ありません  
が、アメリカ側でも今全然考えており  
ません。

○林(百)委員 公共事業というのは、  
どうも岡崎國務大臣の解釈よりももつ  
と広範囲に解釈できると思いますが、  
公共事業というのは、たとえば私鉄の  
軌道、電力、ガス、水道、こういふも  
のもやはり私は公共事業に入ると想い  
ますが、この公共事業及び公共の役  
務、これに従つておる役務まで優先的  
に——日本政府よりも不利でない條件

第二の御質問は、合衆国の議会の授権立法が必要とされるから、それがでるべきまでは大蔵省の官吏がこの支出行為もやる、こうすることになります。

○林(百)委員 その次に第十二條に関する問題であります。第七條にも関連して来るのであります。七條は「公益事業及び公共の役務を利用する権利」これに対して優先権を持つと恩います。これは労務の問題であります。が、それから第十二條で、雇用の條件その他は別に相互に合意される場合を除くのほか、日本の立法によるとあります。が、ここに「別に相互に合意される場合を除く」という除外例が設けられてくるのであります。が、こういう七條による公共事業に従事する役務、そ

す。消火といふか、消防なども公共の役務になつております。伝染病の予防とか、その他水をきれいにする、水の殺菌をやるとか、こういう公共の役務であります。これは日本政府の機関よりは不利益でない條件で満たされる、こういうことであります。

それから第十二條は、ですからそれは全然別問題であります。別に規定されると言いましたかね。

○林(西)委員 別に相互に合意されると……。

○岡崎国務大臣 別に相互に合意される條件に従つて、これは軍艦のことでありますから、今何をどういう合意が必要であるということは考へてもおりません。向うも何もそういうものは必

ですから、有利な場合は幾らでもいいわけですから、これを優先的に享有する権利を有する。たとえば第八條で行きますと気象の業務、これは気象の結果の報告だけではなくて、一切の施設から業務まで提供することが約束されているわけです。こうなつて来ますと、結局この第七條、第八條、第十二条の、別に相互に合意される場合を除くのはか労働條件は日本の諸立法によるということになりますと、これは大体今の占領下における労働者の労働條件とそろかわりない條件を、向うが要求し得る條文がちゃんとあるし、またそういうことも考えられると思いますが、現に昨年の十二月十七日に、富士自動車株式会社の工場では、これは向

うの監督官であります。この会社に對して、どんな性質のものにしろ、この工場においては政治活動をしてはいけない。政治活動は就業時間中はもちろん、就業時間外、土曜日、日曜日及び祝祭日でも追浜兵器工場では、何どきでも禁止する。合衆国政府の備えつけまたは利用設備が正常に稼働している時間中は、前記のいずれの合衆国政府財産内でも、政治的性質を有する労働組合活動は禁止する。どんな形のものにせよ政治的なししはその他の組織をつくるための集合はアシスタンント・グルーブ・マネージャー、または工場監督官の許可を得なければならない。

貴社はこの通牒を貴社の日本人従業員全員に周知させるとともに、これを追

仕事、施設ばかりでなく、労働者の労務をも含めたものというように解釈せ

ざるを得ないと思ひます。これについてどう考えるか、お聞きしておきた

いと思います。

○岡崎國務大臣 富士自動車の何とか

の代表者から伺いました。ただいま伺い

でも数回伺いました。ただいま伺い

まして、もうよく知つております。わ

れわれはそういう占領下の状態から独

立国になつて、平等の立場に立ちたい

と思うから、平和條約を早く発効させ

ようというのに、林君はそれを反対し

ておいて、今の占領下の状態が困る困

るというのは、どうもりくつがわから

ないと思います。そういう反対、そ

ういう政治活動はやはりとめた方がい

うといふ意見も方々にあると思いま

すが、残念ながら平等の立場に立ちま

すから、今後は日本の法律で、そ

ういう政治活動も認めるようになる

わけであります。

それから今私の言うことをよくお聞

かづかずらぬから、よけいな時間がか

かるのですが、私は公共の役務とい

うのはこういふものであると言つて説明

したのであって、公共事業を説明した

のではない。林(百)委員「公益事業

を……」と呼ぶ)公益事業は日本でち

やんと概念があるので、電気、ガス、

水道、むろんそうであります。鉄道も

本の政府の條件よりも不利でない條件

であります。こういふものでは、日本

の政府と少くともそれよりも不利でない

条件で行くのだということであります

から、何らふしがないのであります

がどうにも、この別に合意される場合

という除外例によつて、この原則であ

れば、これは明らかに労務の調達、

労務の徴用をも含めての公益事業の利

用といふことに、われ／＼は解釈せざ

るを得ないであります。その点も

あつて、大きな除外例があつて、これ

に含まれる労働者も入つておる。これ

を優先的に享有する権利といふことに

なれば、これは明らかに労務の調達、

労務の徴用をも含めての公益事業の利

用といふことに、われ／＼は解釈せざ

別でありますて、これはアメリカ軍と共同するとかなんとかいうこともありますようが、それ以外に日本の国が侵略されるという場合に、私は八時間労働だからもうそれ以上は國は防がないのだ、そういうばけたことはあり得ないのでありました、その第二十四條のような緊急事態のときには、夜も寝ずにやる。これは大風水害あるいは地震でもあれば、夜中だつて八時間労働だからやらねといふ、そんなばかなことはない。これは特別な場合に、八時間しか國民が國を防がなければ、お喜びになる方もあるかもしけど、そろばかりは行かない。そのほかの問題は今説明した通りです。

そのものがもう非常事態だということと、日本の公  
共事業や労務者を向うの方で要求する  
通りに徴用し、これを使うことがいく  
らでもできる。従つてこの行政協定の  
内容によつては、どうしても日本の労  
務者の労働条件というものは、日本の公  
共の占領下の労働条件とそうかわらな  
い状態が続く、というように、私は結論  
せざるを得ない。しかしこの点はこれ  
でもうあなたとこれ以上議論しません  
が、また後にもう少し調達の物資の問  
題やいろいろのときにお聞きしたいと  
思います。

かくアメリカから代表を出すことは、むしろ利益になるだろうというような判断をしています。イギリスでも出します。インドでも出しておるわけですが。あなたがそれほど余理を尽し、物のわかつた方なら、せめてその実証として、この旅券をすみやかにお出しになつたらいいと思いますが、一体いつ政府は出されるのか。これはあなたは私の質問が、私が人が悪くて、私がすねたとかなんとか言われますが、あなたに間に合わぬようにしようということが実際の腹でしよう。こんな人の悪いことはないと思うのです。あなたの方が私よりずっと人が悪いと思う。なぜもつと早く、出すとか出すとか、それによつていろいろの準備もあるわけですから、それをひとつ、いつあなたはつきり返事を出されるのか。ことにバトル法によつて、アメリカ側の国策やいろいろあるでしょうけれども、しかし日本の立場としては、どうしても東南アジアの貿易が困難になつてゐる現在では、中国、ソビエトと貿易するということは、日本の経済がらみで非常に大きな利益をもたらします。また極東における日本の国際的な地位からいつても、何も中国、ソビエトと、向うが伸ばして来た手まで押しこう必要もないと思ひますから、この点について、だまされたと思って騙されといふのだから、やつたらいいと思うのですが、その点はつきり、きょうは

○岡崎国務大臣　これはたび／＼申す通り、第一に今のたくさんの抑留者とか、あるいは北海道地方で連れて行かれてしまつた漁夫などの安否が一体どうなつておるのか。これに戰時國際法からいつても、捕虜等が死んだか、生きているかというような通知は出すべきものである。それを出さないので、日本の軍人の中には、戰犯に問われた人もあるくらいです。ところがそれは全然報知が來ないということ、また連れて行つてしまつた漁夫等についても、何べんも照会を出すけれども、何らの返事も來ていない。こういう状況で、こういう問題をほづておいて、その會議に出して、この問題はどうでもいいのだという印象を与えるべきかどうかということは、よほど考えなければならぬ。また各國のやり方がどうであるか。今、林委員はアメリカを代表を出すということになつた、こういうお話でありますと、そういう点は私はよく調べてみたいと思う。現に昨日の朝、私が入手した、これは相當間違いない情報だと思いますが、そういう点は私はアメリカではモスクワ行きの旅券を申請した人は一人もない、たつた一人、この會議ではなくて、行く旅券を申請した人が、ついでに經濟會議に出席すると言つておつたけれども、それもやります。

あなたのおつしやると私の考えておるのとは、大分世間の見方も違つておる。そういう問題はやはり調べてみる必要がある。

○林(百)委員 ほつきりいつまでに調べるか。調査中々々々といつて一箇月もたつていい。

○岡崎國務大臣 そこでいつまで調べるかということも、これに二箇月などは調べておりません。しかしこういうふうに、現にあなたの言われることは、アメリカはみんな出している、こう言う、われくの方で見たのは出している。

○林(百)委員 われくの情報がちゃんと入つていて。

○岡崎國務大臣 あなたの資料をちゃんとよこしてください。とにかくそういうような情報がたくさんある。そしてみれば十四日に出すとか十五日に出すとか、その期限までに出せるとかいうことはわからない。しかし世の中には飛行機があるから、いつまでに出さなければ行かれないということは、それは別のどこかの国の都合であつて、その都合によつて政府に何月何日までに旅券を出すべしという強制をされる理由はない。今までに研究しておりまして、研究中といつので、旅券が間に合わないということよりも、はつきりとこれは出せないんだとか、出せるんだとということをむしろ政府として言いたい。あなたのようないろく言われますとやつかいですから、でき



しにすると、いろいろなことがあります。しかし、これらは、どうも、この問題と直接関係はないのではないか、と思ふ。そこで、もう一つの問題である、この問題と直接関係のある問題について、お話をうながすことにします。

○並木謙貴 今度の日米安全保障條約でも日本が漸増的に自衛力を高めて行くということがありまして、この間岡崎さんはラスクさんともその費用などについて話し合ひをされたのです。ですからそういう場合に、もし日本が自衛力といふものを持つようになつたときには、対外援助法によつて財政的援助が受けられるかどうかというような話合いもあつたのではないかと思うのですが、そういう点についてお知らせ願いたいと思います。

○岡崎國務大臣 この行政協定で話しておりますのは、自衛力がだん／＼漸増するについて費用がいるから、分担金の方はなるべく考えてくれ、こうしたことあります。自衛力といふのは、これからつくのではありませんが、現にあるのであります。ただそれ

されけれども、日本としてはボンドが不足して、この対策などのためにどしどしありません。この点について、今まで幾つかの通商航海條約あるいは漁業條約といふものが結ばれましたけれども、これは残念ながら私どもの目の前に出て来ません。国会の承認を得ておらないのですが、これはいつになつたらそれが解けてくるか。今まで結ばれた通商條約あるいは漁業條約といふものは、当然国会の承認を求める段取りがあるのだとと思うのですけれども、これにはいつになつたらそれが実現するか。それから日米通商條約といふものが用意されておりますけれども、これはいつにころで上る予定でございますか、お伺いしたいと思います。特に今まで通

あるかなかかの非常に貧弱なものではありますけれども、自衛力といふものは、たとえば国民が八千万いるということは一つの自衛力であります。しかし将来はこれをだんだん強めで行こうということでありりますから、いかにしても、やはりアメリカの法律から申しても、軍隊を持たなければ日本に対して軍事援助法を適用されるというることは、ちよつと考えられないのじやないかと思つております。この話についてはラスターさんと別に問題にしたことはありません。といふのは、私どもは初めから日本に軍隊がなさいと考へておるものですから、ただ分担金と将来の日本の経費の漸増といふことについてだけ話をいたしたのであります。

○並木委員 その支払協定、貿易協定といふものが、今まで総司部だけの管  
ります。たとえば外資委員会とか、あるいは外国為替委員会等の権限からで  
きる種類のものも支払協定などが大部 分であります。通商條約につきましては、  
は、国会の承認を受くべきものと考へ  
ておりますが、これはいづれ講和條約で  
ておきますが、それはいつれも一般的的  
な規範はできないのであります。  
か、ドルが少くなるとかいうことにつ  
きましては、これは一般的の條約では  
ほどおつしやつた、ボンドがたまる  
なか／＼規範はできないのであります  
て、むしろそれと別の支払協定といふ  
ようなもので何とか調整をはからなければ  
ならぬ、こうすることになるのであ  
ります。

商條約だけが總司部の管理のものと云つて、私どもの目の前に出て来なかつたというその特殊の理由はどこにあるのか、それもお伺いしておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣　通商航海條約はむろん講和條約発効後に正式にとりまとめられるものであつて、たゞいまそのとき間に合うように、できるだけ早く各國と話合いをいたしたい、こう考へてアメリカとも話合いをいたしておわけであります。それから今までやました多くのものは、貿易協定とか支払協定とかいう種類のものであります。特殊の貿易のパートではありますせんが、スターリング地域にはどううるかとか、あるいはエーテンとはどううるとか、いろいろなもので、通商航海條約ではないのであります。

○黒田委員 私はきょう岡崎国務大臣に行政協定の問題について質問しますが、ちよつとその前にお聞きしておきたいのは、先日配付を受けました行政協定議事録に「取扱注意」という印が押してあります。新聞の報道によりますと、たとえば第三條に関する議事録が新聞社に発表されたためにはないというようなことを読みましたので、この「取扱注意」というのはどの程度に注意をしたらよろしいでしょうか。私はきょうは第三條に触れて質問したいと思いますので、あらかじめ伺つておくとよいと思います。

○岡崎国務大臣 この議事録とういものは、こつちから進んで発表するものではないというだけの意味であります。隠すものではないのであります。

○黒田委員 私は実は一問一答式にや

理で、国会の承認も求めなかつたところはどこなんでしょうか。ほかに條約、協定などでは、講和条約が成立しない時分でも、相当国会の承認をせめているものがあるのですけれども、この種のものに限つては総司令部の士官が管理しておつたその理由はどうにやつたのか、それを伺いたい。

○岡崎国務大臣 私はよく正確に御説明することができませんから、そのまことに大蔵省なり外國為替委員会なり、その方で法律的に御説明した方がいいと思いますが、これは国会の承認を得てほどのことでなくじて、外為委員会等に権限が与えられまして、ボンドなどをどうするとか、ドルをどうするとかいろいろなことをできるということになります。

は軍事基地設定を目的とする協定の内容を持つのではなかろうか。こうしてようと考えるのであります。それだけ申し上げましたのでは簡単に過ぎると思いますので、そこでこの協定の内容それ 자체を私は検討してみたいと思ひます。

この公式議事録の第三條を読んでみると、ラ・スク氏の陳述といたしまして、「この協定の目的を遂行するのに必要な限度において、特に、次のことを行ふ権利、権力及び権能を含む」ということになつております。そのことをいふといたしまして「施設及び区域構築(しゆんせつ)及び埋立を含む」と云々と表示してあります。それから見ますと、「港湾、水路、港門」及び「投墳地を改善し、及び深くすることを」びにこれらの施設及び区域に出入する

りたいと思ひますけれども、時間がありませんから、一応意見だけ括的申し述べさせていただいて、それに御答弁をお願いしたいと思います。この行政協定の内容の中には軍事地設定協定の内容が含まれているのではないかという疑問が私ははどうしても解けない。行政協定の第二條に「施設及び区域の使用を許す」と明示しているのでありますけれども、この区域いうのは一体何であるか。私はこの区域の使用を許すといふ協定ができるということは、実質上軍事基地の設定約になるのではないか、こう思う。る国が他の国に対して、軍事的目的ために一定の地域を使用させることを同意する。そしてその使用期間が相当長期に及ぶというような場合には、

ために必要な道路及び橋りょうを構築すること、又は維持すること」とあり、またeの項を見ますと「合衆国が使用する路線に軍事上の目的で必要とされる有線及び無線の通信施設を構築すること。前記には、海底電線及び地中電線、導管並びに鉄道からの引込線を含む。」あるいは「として「施設又は区域において、いずれの型態のものであるかを問わず、必要とされる又は適当な地上若しくは地下、空中又は水上若しくは水中の設備、兵器、物資、装置、船舶又は車輛を構築し、設備し、維持し、及び使用すること。」云々、こういふように表示されております。そこでこの内容から見ると、いずれも相当の長年月にわたりまして利用せられるところの、地上並びに地下の建築物の構築であるといふことがわかります。従つてこのよきな目的のために一定の地域を使用するということになつて参りますと、私どもの常識から申しまして、使用年限も相当に長期のものでなければならぬといふことが、当然に推定できるのであります。私はこの推定をいたします参考のために申し上げますが、たとえば日本の法律で、われわれが普通に家を建てるために土地を借りるような場合はどうであるか。借地法の第二條を見ますと、堅固な建物の所有を目的とする契約につきましては、六十年、その他の建物の所有を目的とする土地の貸借の場合におきましても、三十年というのが原則であります。これは但し前者について三十年、後者について二十年以上の特約をすれば、その特約も有効であるということになつておりますと、行政協定の場合には、六十年、その他の建物の所有を目的とする土地の貸借の場合におきましても、三十年というのが原則であります。これは但し前者について三十年、後者について二十年以上の特約をすれば、その特約も有効であるということになりますと、行政協定の場合には、六十年、その他の建物の所有を目的とする土地の貸借の場合におきましても、三十年というのが原則であります。

崎さんのごきげんを損するかもしれないが、理論からいたしまして、また常識から申しまして、極端に言えば、日本国中が使用せられるような可能性が発生し得る、そういう協定だと私は考えます。だから日本の全体が軍事基地となる可能性があるのだというふうにも、私どもは解釈できると思います。だからこれは、ある一国の中のある特定の地点を限つて軍事基地設定契約を結ぶというのではなくて、国全体を軍事基地使用目的のもとに置いて、ただ便宜上そのうちのある地点または他の地点といふように、必要に応じて流動的に選択することができる。しかもその個々の選択された地域における使用すら、私が先ほど申しましたような構築物をこれに備えるのでありますから、相当長年月にわたつて利用せられるものであるということになると解釈しなければならぬ。そうしますと私どもには、どうしても軍事基地設定契約の内容を——この協定の全部がそれであるとは言いませんが——この協定は内包しておるというよう了解しなければならないのです。最後に申し上げておきますが、私は、前国会のときに西村條約局長に、どうも今回の安全保障条約は、これによつて日本の地域の常時の使用といふこともでき、米比相互防衛協定と米比軍事基地協定を混合したような性質を持つものになるのではないかとうかといふような質問をいたしましたところが、西村條約局長は、断じてそういうものでない、軍事基地設定といふ内容は含まないと、うように答えられて、次のように答えられた。「要するに日米安全保障条約のもとにアメリカ軍が日本に駐屯する

関係は、「中略いたしまして」「軍隊が駐屯する、従つて駐屯地の國の政府がその軍隊に施設、役務を提供してこれに協力する、こういう関係が生ずるにすぎないのです。」こう言つております。この西村條約局長の答弁の中に、区域といふことが抜けているのです。単に施設及び役務を提供する、これだけにすぎないというのでありますならば、私は軍事基地設定契約であるという疑問を起しません。けれども、この今回の行政協定には明らかに施設及び役務のほかに区域ということが書いてある。だから私は西村條約局長の答弁は答弁にはなつてないと思う。

は返還する、こういうわけでありますから、現に東京付近でも、これはみなどこかに新しい施設が必要になるということもあり得る。新しい施設も当然考えられる。しかし、いらないものほどどんどん返してもらう、こうすることになるので、何におかしいことはないと思う。それから施設及び区域の中でも、いろいろなことができる。また構築物もやる。これは当然のことになります。たとい二年使うにしても、百年も二百年も持つような丈夫なものを持つことは当然考えられる。しかしながらアメリカの軍隊の駐屯期間は、安全保険條約第四條に規定しているようなのであつて、第四條のようなことができれば、いつでも引きさがるのであつて、それも何におかしいことはないであります。そこでそういうような短かい期間のものかもしれないところに、非常に丈夫な施設をつくつて、百年も二百年も持つであろうとわれわれが予想しましたから、第四條の第二項に「当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にかかる補償をする義務も負わなければ」ということを特に書いてある。合衆国がつくる工作物等は当然非常に長く持つであろうということは予想できます。しかしながらこれをもつて軍事基地だと称せられる議論にはならないと私は思います。期間は非常に短かいかかもしれない。しかしそういうことまで予想して第四條をつくつておられます。

問題ですが、これはやむしい問題になりました。私の方も実は代表部の方に至急問い合わせて来たわけなんですね。そうすると明十五日ノーリスク号という船が入つて来る。政府が調査しておる間待機しておればいいのですが、一日船が待機しておるということになりますと、非常にたくさん費用がかかりますので、どうしてもせいぜい一日か二日待機して、十六、七日ごろまでには出帆したいという情報が入つて来ておるわけなんです。それでは旅券法で、申請した者には旅券を下付するかしないか決定しなければいけませんから、それを調査するといふようなことでのがれる余地はないわけですから、その点責任ある答弁をはつきりなさつた方が、国際的にも日本政府の信義に関するものですから、いいのじやないかと私は思うわけですね。どつちにしてもはつきりした返事を出すべきだと思うのです。念のためにお聞きしますが、ソ連の代表部の方から司令部の方にも——生命、身体、財産の件については十分保障するということを、個人にはもちろん、司令部の方にも出して、司令部からたしか日本政府へ通達するということをわれわれは聞いておるのであります、この点も承りたいと思います。あなたは先ほど捕虜の問題だとか、それから魚をとる人たちの捕虜の問題について言わされましたら、これは詭弁だと思うのです。国際経済会議として各国の代表を招請されるのですから、何も日本の代表だけを捕虜にするということは、岡崎さんにも似合わない詭弁だと思います。そういう詭弁はやめまして、とにかく明十五日は入港し、一日か二日し

か待機できないということは、どういう点から考えて、政府の態度が不当きわまるものだと思います。だからいつはつきりした返事を出すか、これについてあなたの方へも四十八時間以内に通達をするということになつておりますから、あなたの方へもノーリスク号の問題は通達が行つておるはずだと思いますが、この点あなたからこ、いうふ公の席で、はつきり責任ある答弁を聞いておきたいと思うのです。

○岡崎國務大臣　林君がソ連のためを思つて……（林（百）委員「ソ連のためにじやない、日本政府のためにですよ」と呼ぶ）あなた方に日本の政府のためを一度も思つていただいたことはないわけですが、しかしそ連の船がいつ入つて来るかということは、ソ連の都合であります。日本政府はその船が入つて来て、もうこれしか入つて来ないんだから、そのときまでに旅券を出せるとか出さぬとか、日取りまでを注文されて言われることは承服できないのであります。（林（百）委員「経済会議のためには間に合いません。（林（百）委員「それでは間に合わない」と呼ぶ）ソ連には何でも飛行機がたくさんあるというお話で、私はよく存じませんが、（林（百）委員「シベリアは鉄道で行かなくちやならぬ、多飛行機はあるしないんだ」と呼ぶ）林君は非常によく御存じですが、しかしながら冬アラスカの上をノース・ウエストの飛行機が飛んでおるのであります。何も何日までソ連の都合がある

○岡部政府委員 お答えいたします。第五條の題旨は、外務職員の職種がどういふものであるか、及びその職級がどういふものであるかということについての決定は、他の一般職の職員の職種から旅券を出せとか、準備をせよと言われても、私の方はそうは行かない場合もある。行けば、できるだけ御要望に応するようにいたします。

○仲内委員長 これにて暫時休憩いたします。午後二時より再開することになりました。

午後一時六分休憩

午後二時二十四分開議

○仲内委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

まず理事の補欠選任の件についてお詫びいたします。理事並木芳雄君が去る三月六日一度委員を辞任されましたので、理事が一名欠員となつております。それゆえこの際理事の補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例によりまして委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仲内委員長 御異議がなければ、並木芳雄君を理事に指名いたします。

○仲内委員長 外務公務員法案を議題といたします。質疑を許します。並木芳雄。

○並木委員 第二章職階制で、第五條「外務職員については、外務大臣が行なう。」となつておりますけれども、この点について人事院としてはこれでさしつかえがないかどうか、いかように考えておられますか、お聞きしたいと思ひます。

種、職級と同様に人事院がこれを決定した職級につきまして、具体的な官職を人事院が一々格付できるはずのものではございませんから、各省におきましては、大部分のものはこれを各省に委任してやつていただくのが建前になつておるわけでございます。そういう意味におきまして、第五條の特例がなくして、これは何十万もある官職を人事院が全部格付できるはずのものではございませんから、各省におきましては、大部分のものはこれを各省に委任してやつていただくのが建前になつておるわけでございます。そういう意味におきまして、第五條の特例がなくして、も大分外務省がやりまして、今の特例で行きますと、現在でも十一級職以上のお官職についてだけ人事院がみずからやることになつておるわけであります。ですが、この特例法によりまして、こよに外国にある職員の格付を人事院が行うことには困難であるから、これを外務省の方に委任するという趣旨で、この点におきましてこれと関連いたしまして、本省も同じ扱いをするというだけで、少しその委任の幅を広めるためには、また法律でその点をはつきり規定するわけでございます。

なることができなくなつたときは、必ず失職する。」政令で定める何かの例外があつては、どういふ場合も、その例外といふのはどういふ場合ですか。○大江政府委員 一例をとりますと、外國の婦人を妻にいたします場合、事前に日本の国籍取得というようなことはできないといふような場合がありますけれども、そこの場合、夫の申出によつて内閣がこれを行つては、どういふふうに考へなければなりません。○並木委員 第八條「大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。」とあります。私どもとしては国会の承認を定めることでござりますけれども、その点に対しても政府はどういうふうに考えておられるか。

ても、私どもは大使、公使などの場合には当然国会の承認を経ることが妥当であり、かつ必要であると思うのですけれども、その点について人事院としてはどういうお考案ですか。

法のもとにおきましても、国会の承認というような制度がとられない建前になつておるのであろうと存する次第であります。

規の中心は専門的知識である。専門の知識

的な言葉で申しますれば、監察という

ませんか。検非違使という感じをちょ

○岡部政府委員 まつたく同様に存じ

的な言葉で申しますれば、監察ということであらうと存するのであります。行政監察機能ということは、それぐの省におましまして、大臣が当然持つておられる権能でございまして、自らの

ませんか。検非違使といふ感じをちょつと与えるので、何か巡察使といふ独立のものすごいものがここにでき上る感じを受けるのでありますけれども、これは法律語としてどういう身分の持

○並木委員 第十七條の、外務職員の勤務条件に関する、外務人事審議会に對して要求しなければならないといふとおりです。

○岡部政府委員 私もただいま大江政  
府委員から御説明申し上げたように感  
じるのであります。現実の問題とい  
たしましても、審議会、委員会の委員  
あるいは行政委員会の委員等の任命に  
つきまして、国会またはそのいずれか  
の院の承認または同意を要することが  
多いようござりますが、その趣旨を

外務省令で定めるところにより、外務職員に、外務省研修所又は外国を含むその他の場所で研修を受ける機会を与えることの必要性が規定されています。「外国で研修を受ける機会を与えることの必要性」となつておりますが、どういう施設で、どういうような研修を与える計画であるか、お伺いします。

部下を使いまして、自己の所属する機関を絶えず監察されるということは当然のことではあります。それがとにかく不十分であるというおそれがありますために監察につきましていろいろな制度くふうがあるわけでありまして、一般的な行政監察の機能いたしましては、総理府の行政管理庁に監察部がこ

主なんですか。ただ単に普通の名称としてここに使つたのであるか、あるいは他に適当な言葉を考えなかつたのであるかどうか。

○大江政府委員　名前がいかめしいというお話をござりますが、先ほども岡部政府委員からお話がありました通り、行政事務の監察という意味におき

八十六條の規定にかわらずそうなりておりますけれども、これは先ほども質問申し上げました通り、勤務條件について、これで十分保障が与えられるかどうか、その点について疑問がありますから、重ねてお伺いしておきたいと思います。

考えてみますと、これらの行政委員会の委員と申しますのは、任命されると、その権限は政府と独立にこれを行使する色彩の強いものであります。そしてこの強さは程度によるわけであります。が、ごく碎いて申しますと、たとえば人事院の人事官といふものは、かなり職務上独立性を持つておるわけであります。従いまして職務上独立性を有するものにつきましては、その任命といふことは退任につきまして、国会がこれをコントロールするというのが、この選任についての民主的なやり方として、

○大江政府委員 外国におきまして研修を受けさせるということとは、從前から外務省がやつておることでございまして、初めて任官いたしました外交官補が、任國に参りまして、一年間その土地の大学において、語学その他を勉強する、または場合によつては、その期間を延長いたしまして、留学生というような形で、三箇年といふことをやつておつたのであります。今後も同様な行き方で、外国において若い者を研修させるということを考えております。

ざいまして、これが一般的な監察の機能をつかさどつておるわけでございます。これは官庁の機能といたしまして、各省通じて行うということになります。また特別な監察の機能、特殊の部門につきましては、またそれへの各省が監察の機能を持つておる場合が多かるうと思ふのであります。が、人事行政に関しては、人事院が監察の機能をそれ／＼の條項に基いて持つておるわけであります。ことに第十六條に規定いたしました査察というものは、外務省の特殊性に基きまして、在

ましてやるわけでござりますから、これは場合によりましては、きわめて範囲の地域を査定する、あるいは在外公館の一館だけを必要に応じてやるというようなこともございますし、また広く欧洲なら欧洲の地域全般というふうにやる場合もございまして、そのときどきの時宜に適するようなことをやるわけでございます。この名前が非常にいかめしいと申しますが、行政事務を常によく監督するという意味で、この言葉が適當だというふうに考えております。

○國部政府委員 それでは私は私からお答え申し上げますが、御承知の通り国家公務員法第八十六條以下八十八條までは、職員の勤務條件につきまして、苦情があります場合における処置を規定しておるわけであります。この國家公務員法の制度と申しますものは、職員に苦情があつた場合においては、直接これを人事院に訴えることができるといふ建前にはなつておるわけであります。が、その前に各省各庁におきましうが、その前に各省各庁におきまして、その職員の苦情を一応引受けけるとして解決することができるものは解

○並木委員 第十六條の査察について質問しておきます。先ほど大江さんの御答弁では、二つは主として行政府の

外公館の事務が適正に行われることを監察するために、特にこの监察あるいは監察によって、ここに重点を置いて、二

○並木委員 査察使の「使」というのは、法制上どういうふうに扱われておられますか。何か「使」一と、う言葉で

決して、その上で解決できないものは、これを人事院に持つて来るということがまま、これが二重用され

内容に関することについての検査であるから、外務大臣が派遣しても、ちつともさしつかえないのだといふような答弁がありました。同じ省内の検査使が行くほかに、国家公務員の場合に、他の省あるいは独立した検査使が行くよう例があるかどうか、その点まず入院の方にお聞きしておきます。

の職権としあわせに、何を強調して、何を強調するという意味にはほかなりませんのでござります。これはまつたく、ここに書いてあらうとなからうと、外務大臣の当然の職権であるわけであります。これをもつぱら強調する、今後これを大いにやつて、外務行政を引締め、それを適正ならしめる措置と理解しておるわけであります。

なくて、もつと適当な、かつ新しい法律はないのですか。

○大江政府委員 査察使は外務大臣の任命で行われるのでありますて、「使」という字がありますと、何か特殊な使命があるようになりますが、査察官といふふうに考えられてもさしつかえないと考えております。

さんのお尋ねになりました第十七條の問題につきましては、そういうような運用をこの法律で制度としてきめる。すなわちまず第一次には外務大臣のところに苦情を訴えることがよからう。そうしてそれを人事審議会において十分審議する。その苦情がもしも満足にておるわけであります。ただいま並木

は、一般的の行政官と全く異なりないといふ意味におきまして、従来新憲

○同上政府委員 第二回の表記によると、

ゆうこぎしますか。

自然国家公務員法にもどりまして、人



軽々に漏洩したといふような場合には、こういう問題に該当して来るのじゃないか、それはおのずと役所々の

立場によりまして、このけじめは自然について来ておると思うのであります。

つきましても打合せをいたしてやつております。ところがたま／＼相手国においてそれが事前に発表せられたといふような場合には、日本といたしましては適当な時期に機密を解除するといふようなことも、もちろんとり得るわけであります。先方がそれを先に漏らしたということは、先方の国の問題であります。日本の方も、さうすると、すでに方があらして公になつておつても、日本

ういうのは一体取締りを受けないのかどうか、アメリカの方の機密だけは非常に守つて、日本側に不利なことは隠している。しかし中国、ソビエトに対する反共宣伝は、あなた方は匿名で各新聞に投書までして宣伝をしている。しかも国家の利益を非常に毀損している、こらいう場合は非常に寛大な処置を受けてむしろそういう人はほめられている、奨励されている、こらいうことになると外務省の機密というのは、まつたくアメリカの機密を守つて、中國、ソビエトに対しては反共的な総本山に外務省がなるというようになると思ふよ、こらへん公務員でもりかな

○石原(幹)政府委員 どれをさして言  
われるのかわかりませんが、われわれ  
が今まで承知しておる範囲では、別に  
機密漏洩でもなければ、国家公務員法  
の違反に該当するようなことでもない  
と思つております。

○林(百)委員 その次にお聞きしたい  
ことは第二十五條であります、在外  
公館の長は外国人を採用することがで  
きるという規定があるのであります  
が、この外国人というのは何か制限が  
あるのかないのか、どこの外国人でも  
雇えるのか、その点をまずお聞きして  
おきたい。

○大江政府委員 制限はございません

---

Digitized by srujanika@gmail.com

第一類第五号



えられるのであります。そうした場合に、査察使の報告されたものに対する弁解あるいは言い開きの道は、どういうふうに開かれるのか。この点についてこれもやはり外務省令が定めると聞いています。そこで、一体どういうことを考へているのか、はつきりさせてもらいたいと思います。

○石原(幹)政府委員 査察使という名前はただいまのところこれに初めて出

て来るわけありますが、しかし一般行政官庁につきましては、御案内によ

う行政管理庁といふものがあります

行政監査は必ずとやつておるわけであります。それから今思い出されたのであります。特殊の食糧な

ら食糧について、あるいは増産なら増産について、ということで、査察使といふわけであります。それからお答えいたしま

す。

○大江政府委員 査察の結果報告を受けましたときに、外務大臣がこれに対して措置をする。その措置に不服のある場合、本人の意思に反した場合は、一般的の公務員法の規定によつて提訴もできるということになります。

○林(百)委員 私の聞きたいのは行政

管理庁といふ他のいろいろの行政官庁

から一応独立した形の官庁が、客観的

に監査するということは考えられます

が、その省の長である外務大臣が任命

した査察使を派遣して査察をあせるところは、一体あるのかないのか。ぞ

ういうことになると、これはまったく外務大臣の眞意をうかがつて職務をやらなければならぬといふことになると思う。ですから、行政管理庁なら行

う行政管理庁といふものがある

行政監査は必ずとやつておるわけであります。それからお答えいたしま

す。

○大江政府委員 査察の結果報告を受けましたときに、外務大臣がこれに対して措置をする。その措置に不服のある場合、本人の意思に反した場合は、一般的の公務員法の規定によつて提訴もできるということになります。

○林(百)委員 私の聞きたいのは行政

管理庁といふ他のいろいろの行政官庁

から一応独立した形の官庁が、客観的

に監査するということは考えられます

が、その省の長である外務大臣が任命

した査察使を派遣して査察をあせるところは、一体あるのかないのか。ぞ

ういうことになると、これはまったく外務大臣の眞意をうかがつて職務をやらなければならぬといふことになると思う。ですから、行政管理庁なら行

う行政管理庁といふものがある

行政監査は必ずとやつておるわけであります。それからお答えいたしま

す。

○林(百)委員 査察使を派遣して報告

を出させ、その報告に基いて必要な措

置をとらなければならないなんといふ

ことを法律にまづけてある、こう

いうものを私は見たことがない。それ

は行政官庁でありますから、上司が下

僚に対して一応の注意をするといふこ

とはわかりますが、外務大臣が査察使

を派遣して、報告書をとつて、報告書

に基いて外務大臣が必要な措置をとら

なければならぬといふことで、査察使

が来て報告書を書かれたら、その報告

書の内容によつては、戦々きよう／＼

としていなければならぬといふこと

は、これは第十六條で明らかだと私は

思うのです。それで、もし不公平がある

ならば、今度は外務人事審議会にかけ

るといいますが、一体外務人事審議会

で、しかもその外務大臣の処置に対し

度が一体あるかないのか、聞いておき

たいと思います。

○石原(幹)政府委員 このは法制の言葉の上で一般官庁がこういうことをやつておるかどうかという言葉はございませんが、出先機関なり、あるいは下

部機関をなしておる機関に対して監査に出かけますことは、これはどの役所でも行われておることであります。

事が局部的でなしに各方面にわたります。ただ在外公館につきましては、地

域的にも非常に離れておりますし、国

際関係も非常に重要であります。仕

事が局部分けであります。ただ在外公館につきましては、人事院が十分な役割を果しておるといふことは、これはどの役所でも行われておることであります。

監査に出かけますことは、これはどの役所でも行われておることであります。

たが、このは外務公務員法第八十六條の原則

に沿つて、個々の人事院の審判官にな

るが、このは外務公務員法第八十六條の原則

に沿つて、個々の人事院の審判官にな

戒处分に関する審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める」というのは、どうしたことなのか。一般的に入事院に説明するなどに対する例外を設けるのがどうか、この点を聞いておきたい。

それからもう一つ、外交の機密漏洩によって处分を受けた場合、これはさらにその外務人事審議会の処分に不平な者に対しては人事院に提訴できるのかどうか、こういう点をはつきりさせときたいと思います。

○大臣政府委員 第一点の査察の点に關しましては、外務人事審議会にはかくげすに、國家公務員法の設定によるということになつております。

それから第二点の第二十二條の「職務上の不正行為の申立て」に關する審査の手続に關し必要な事項は、政令で定める。ということは、審査請求書の形式であるとか、あるいは審議会の審理手続、その中に口頭審理の通知であるとか、資料提出の要求、証人の聴聞、証人の宣誓、調書の作成、判定書の送達、こういうようなことを考えております。

第三点の外交機密の漏洩による場合の外務大臣の判定は最終でございまして、國家公務員法のようには參りません。

○大江政府委員 外務大臣の判定によるものが最終でござります。

○岡部政府委員 私が申し上げましたのは、大江さんが申し上げましたのと趣旨は違わないのでありまして、要するに三つの場合がござりますから念のために申し上げますと、第一は公務員法第八十六條による勤務條件に関する行政措置の問題でございます。これは外務人事審議会に一旦行きまして、そ

れで不服がある場合においては人事院にいつでも来れるとのことござります。それから今度は公務員法第八十九條以下に規定しております不利益処分に関する審査の請求の場合でござい

それから第二点の第二十二條の「審査の手続」に於ける審査の手續は、政令で定める。このことによつて、審査請求書の形式は、審議会の審理手續のものと同一である。審査の手續は、審査請求書の提出の通知である。審査請求書の提出の通知は、証人の聴聞、証人の宣誓、調書の作成、判定書の送達等の手續を経る。

Digitized by srujanika@gmail.com

るものが最終でござります。

○岡部政府委員 私が申し上げましたのは、大江さんが申し上げましたのと趣旨は違ないのでありますから念のために申し上げますと、第一は公務員法第八十六條による勤務條件に関する行政措置の問題でございます。これは外務人事審議会に一旦行きまして、そのため不不服がある場合においては人事院にいつでも来れるということでござります。それから今度は公務員法第八十九條以下に規定しております不利益处分に関する審査の請求の場合でございまが、この場合におきましては原則として外務公務員といえども、その不利益処分を受けました場合においては、直接人事院に参ります。但し先ほど申し上げました外交上の機密を漏洩して、それによつて国家の重大な利益を毀損したとして、あらためて審査の請求をすることはできません。

○林(百)委員 そこが非常に私重要なと思います。おそらく外務職員の場合で一番問題になるのは、この外交機密の漏洩という問題だと思うのですが、受けたため審査の請求をすることはありません。

○林(百)委員 そんぞういふところが、これで懲戒処分をうかという判断から、処分から、ほとんどもう外務大臣の意向一つでまつた人の審議員があるということになりますと、これは外交の機密の漏洩かどうかで一番問題になるのは、この外交機密の漏洩という問題だと思うのですが、受けたため審査の請求をすることはありません。

○岡部政府委員 確かにその点につきまして、外務職員が他の国家公務員よりきびしい制限を受けておりますが、これは外交という国家にとりまして重大な職務を遂行しております職員といつしまして、この機密の漏洩その他によつて国家の重大な利益を毀損したというような場合には、当然受けなければならないものであります。その意味におきまして、こういう規定はなければならないと私は考えております。

○岡部政府委員 ただいま大江政府委員からも御説明申し上げました通り、この第十九條の場合は、一般の職員に比較いたしまして、外務職員が受けます身分保障上における重大な制限であろうと存じます。この点はもちろん慎重に考慮しなければならぬわけでありますから、その場合を非常に制限してあるのだということは申し上げましたが、要するにこの第十九條の場合におきまして、人事院の審査の請求を排除したと申しますことは、人事院の公務理は口頭で、公開の審理で、ガラス張りの中でやると、いうことを前提としておりますので、従いましてこの

がこれを処理するには、人事院といふにいたしましても、不適当であろうと実はあります。そういふわけで、この外交機密の漏洩のケースだけは、外務人事審議会が扱うわけではありませんが、さらに外務人事審議会の決定に対しましては、これは原則に帰りまして、一般的の職員について、人事院の提訴が、決して裁判所に出訴して、その保護を最終的に求めることができることになつてゐるわけあります。その点におきまして、最終的には一般の公務員と身分の保障においては劣らない、こう考えております。

う相手の外務大臣が任命した人が三人いるということは、どうしてもわからないのです。一体外務人事審議会の構成をどうしてこういうようにきめられたのか、その根柢を私はお聞きしたいと思います。少くともそういう事案に對して、外務大臣の処分に対し、不當だといつて外務人事審議会に審理をされている事案を、客観的に判断できる人を三人なら三人、場合によつては人事院の職員をこの中に三人入れる。審理はもちろん秘密にしたつけてあります。何も公開、秘密ということは問題じやないのです。それならまだ形式的に何とか公平にしようという意図がわかりますが、これでは一旦外務大臣にお前は機密を漏洩したといふとを言われば、もう浮ぶ頬は絶対ないといふ法律になつてゐると考へられるわけですが、その点について最後に大江政府委員から、あるいは石原次官でもけつこうですが、お聞きしておきたいと思います。

の構成を考えた次第でございまして、具体的の個々の審理というものは、ごく特定の場合に行われる、平生はこの基準を制定するという点に重点を置いて、この審議会が運営せられるということを考えてこういう構成をいたしました。

○仲内委員長 黒田壽男君。

○黒田委員 私はきょうは一点だけ質問するにとどめておきます。やはり私もただいま問題になりました外務職員の外交機密の漏洩問題につきまして質

問したいと思いますが、私はこう考

えます。どうでございましょうか。この外務公務員の機密漏洩の場合には二種類ある。一つは一般の公務員が秘密を

漏洩いたしました場合、いま一つはそ

の秘密の漏洩が單なる秘密漏洩という一般的な事態の発生でなくて、特に内

容上国家の重大な利益を毀損することになるという結果を生ずる場合、こう

いう二通りの機密漏洩の場合があります。こういうように考えることができます。こう考えてよろしいと思

います。いかがでございましようか。

○石原(幹)政府委員 われ／＼の承知

までこういふことはなかつたようであ

ります。御案内のとく国際関係そ

の他もいよ／＼複雑化しております。

し、過去になかつたからといって、ど

うといふわけにも参らぬと思います。

○黒田委員 過去には例がなかつたと

おつしやいますので、これは外務当局

御自身がそうおつしやいますれば、そ

れ以上この問題はお聞きしようとは思

いません。そこでさらには質問したいと

思いますことは、ただいま申しますよ

うか。

○石原(幹)政府委員 それもおつしや

る通りであります。

○黒田委員 そこで私は重大な問題が

次に起ると思います。基本的人権の抑

制、剝奪という問題が私は起ると思

います。ただいまおつしやいましたよ

うか。

○石原(幹)政府委員 それもおつしや

る通りであります。

○黒田委員 おつしやいますけれども、そ

れは私どもけつこうなことだと思いま

す。私どもはなるべく国民が罰せられ

ることの少いように、また罰せられる

程度ができるだけ軽いようにと考えま

す。これは人情であります。罰則にお

いて差別はありません。そこで両者の

間にどういう差別があるかと申します

と、審理の公開非公開の差別がまず第

四号において欠如しておるのであり

ます。これは私は基本的人権に対する

重大なる差別待遇であると考えます。

代理人として弁護人を選任する、この

代理権が設けられております。それは自己の

代理人として弁護人を選任する、この

代理権が設けられております。

○黒田委員 その二種類の一つは、國家公

務員法第百條の場合と同様な場合であ

り、それから第二の場合は外務公務員

法第十九條に当る場合、こういうよう

に考えます。そこで一體政府は、これ

は常識上わから切つたことだと思いま

ります。その二種類の一つは、國家公

務員法第百條の場合と同様な場合であ

り、それから第二の場合は外務公務員

法第十九條に当る場合、こういうよう

に考えます。そこで一體政府は、これ

は常識上わから切つたことだと思いま

ります。その二種類の一つは、國家公

務員法第百條の場合と同様な場合であ

り、それから第二の場合は外務公務員

法第十九條に当る場合、こういうよう

に考えます。そこで一體政府は、これ

は常識上わから切つたことだと思いま

ります。その二種類の一つは、國家公

務員法第百條の場合と同様な場合であ

り、それから第二の場合は外務公務員

法第十九條に当る場合、こういうよう

に考えます。そこで一體政府は、これ

は常識上わから切つたことだと思いま

ります。そこで一體政府は、これ

は常識上わから切つたことだと思いま

きるという道が開かれていないことはありません。これは公務員法によつて開かれています。しかし単にそれだけの理由で、外務職員の審理の場合に弁護人を付することを許さないというのではなく、ただそれだけで重大なる人権蹂躪である、弁護人依頼権の蹂躪である、こう私は考える。どうでありますか、政府はひとつお考えになつて――非公開はよろしい、私ども何もかも公開にしろとは申しません。しかし、弁護人をつけることは認められたらどうでありますよう。私はこれをもし許さないで、あくまで政府が原案のままで押し通そうとされるならば、政府に対して重大な争いをしなければならない。私ども日本人として、私どもは役人ではありませんけれども、役人諸君人ではありますけれども、役人諸君の立場も絶えず考えております。公務員諸君の立場を私どもは絶えず考えておるのであります。立法府と行政府とにわかつて仕事をしておりますが、行政府に勤いておる日本人同胞の基本的人権につきまして、私ども真剣に考慮を払つておるのであります。私はこの差別があるということは、それは政府はお認めになると思ひますが、ひとつ原案を御訂正になつたらどうかと思ひます。私はその弁解を聞かなくともよろしい。区別があるということはつづきお認めになつて、政府みずから、自発的に、御訂正になつたらどうですか。これは重大な問題であります。

す。今日はこの一点だけ政府の御意見を承りたい。  
○石原(幹政府委員) これはただいまいろいろお述べになつたのであります。が、お話の中にもありましたように、いわゆる裁判でもないということ、一つあるのですが、同時に、これは機密の漏洩によって国家の重大な利益を毀損したという、国家の重大な利益に関係しておるという事案になりますのでありますから、この審理によりまして、さらにまた国家の機密がずっと広く漏洩するということになれば、これは容易ならぬことであります。で、関係者の範囲をなるべく少くしたいたまお話になりましたように、非公開にする、あるいはまたこの審理に關係をする者も極力最小限にするといふことで、弁護人もない、こういう形になつておるのであります。

○黒田委員 もう私はあまり議論はないで、関係者の範囲をなるべく少くしたいたまお話になりましたように、非公開にする、あるいはまたこの審理に關係をする者も極力最小限にするといふことで、弁護人もない、こういう形になつておるのであります。私はもうこれ以上議論はいたしません。しかしそひ希望としましては、ひとつ政府みずから御訂正になつて、弁護人選任権を認められるということになさつたらどうかと思います。きょうはもう時間もありませんから、私はこれだけで私の質問を終了いたします。

○仲内委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は来る三月十九日午前十時より開会いたします。

午後三時五十九分散会

申しましたよう、戦争中の國防保全法において、弁護人を付することを認めておるのであります。この場合に限つて、他の公務員諸君の場合と、公開、非公開以外の重大な差別待遇を受けることは、私どもにはどうしてもただいま政府の意見として述べられたことが私には承服できないの